中期目標の他大学との比較

区分(中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
大学	静岡社会健康医学大学院大学(R3~)	静岡県立大学(S62~)、静岡県立大学短期大学部(S62~)	静岡文化芸術大学 (H12~(公設民営))※H22~公立化
法人設立年度	令和3年度	平成 19 年度	平成 22 年度
現行目標	第1期(R3~8)	第3期 (H31~36)	第2期 (H28~33)
(前文)	人生を有意義に過ごすためには、人生の最期まで、健康で、いきいきと生活することが必要である。平均寿命が男女ともに 80歳を超え、人生 100 年時代を迎えるにあたり、ますます、健康でいることの重要性が増している。本県の平均寿命は、男性 81歳、女性 87歳である一方、健康寿命は、男性 72歳、女性 75歳とおよそ 10 年の差が生じている。これは、人生の最終段階において、約 10 年の間、老いや病などのため、医療や介護サービスを受けつつ過ごしていることを示している。本県では、これまでも健康寿命の延伸のため、様々な健康増進施策や疾病予防対策を行ってきたところであるが、この 10 年という差を解消するためには、これまで以上に、科学的知見に基づいた施策の構築や研究が欠かせないところである。このため、社会健康医学の視点を取り入れ、これまでの健康長寿の取組を体系化し、健康寿命の延伸に資する先端的な施策や研究などに取り組むことにより、得られた成果や知見を的確に県民の生活に反映させることを目的に、社会健康医学の「知と人材の拠点」として、静岡社会健康医学大学院大学を設置する。その運営主体として、自主自立した環境のもと大学の教育研究を推進するため、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(以下「法人」という。)を設立することとした。開学にあたり、法人に対しては、社会健康医学の教育研究拠点として、地域において、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力ある教育と研究が展開できるよう、次の3項目を重点的な目標に位置付け、中期目標を策定し指示するものである。 1 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成 社会健康医学研究の成果の地域への還元	静岡県公立大学法人(以下「法人」という。)は、「時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材の育成」と「優れた教育研究の成果の地域社会、国際社会への還元による文化の向上及び社会の発展への寄与」を教育研究の理念に掲げ、第1期及び第2期中期目標期間を通じ、その実現に取り組んできたところである。 一方、18歳人口の減少を見据え、地域における高等教育機関の等的また、知の地点」としての各高等教育機関の等的また「知の拠点」としての各高等教育機関の等的また「知の拠点」としての名。等なでで表している。が必要とされるとともに、地域における新産業の創出や地域を支える専門人材の育成、グローバル化への対応等、大学で求められる役割はより一層分の変化を踏まえ、法人の第3期中期号標間においては、静岡県立大学及び静岡県立大学国場内をおれる性計の方式、少の光社会の発展に寄与持される魅力ある大学となることを目指し、次の3項目を重点的な目標に位置付け、これを達成するための中期目標を定める。 1 年齢層や国籍等を問わず、多様な人材が集まる大学づくりを推進するとともに、時代の要請や地域との要望の変化に対応した質が県民からの支援を受ける大学であり、地域に直てが応した質が県民からの支援を受ける大学であり、地域に直接した大学であるという認識を深め、地域と連携した教を戦した大学であるという認識を深め、地域と連携したななど、対応した大学であるという認識を深め、地域と連携したななど、教職員と学生が一体となり全学を挙げて積極的に地域貢献に取り組む。 3 中長期的な方針のもと、地域への理解とグローバルな視野を兼ね備えた、グローバル化社会で活躍できる人材を育成とともに海外の大学との交流をより一層拡大・深化させるなど、グローバル化施策を着実に推進する。 法人は、この中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画を策定し、計画的かつ効率的な運営に努めなければならない。加えて、今後想定される、地域における質の高い高等教育を確保するための抜本的な構造改革に対し、迅速かつ柔軟に対応	公立大学法人静岡文化芸術大学は、「実務型の人材の育成」と「静岡県及び国際社会の発展への貢献」を教育研究の理念に掲げ、その実現に取り組んできたところである。 一方、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化など、社会情勢は大きく変化しており、特に地方においては、人口流出とそれに伴う地域経済の確小が危惧されている。各大学はこうした変化に柔軟に対応するとともに、地方を創生する中心となる「ひと」を育成する機能や地域貢献機能の一層の強化が求められている。このため、第2期の中期目標の期間においては、次の3項目を重点的な目標に位置づけ、これを達成するための中期目標を定める。 1 優れた語学力と世界の多様な文化や日本文化についての的確な知識を備え、グローバルな視点から物事を考え、行動することのできる人材を育成する。 2 大学における教育研究活動を通じ、文化と芸術を中心とした地域貢献機能を強化する。 3 教育内容の一層の充実により、優秀な学生を安定的に確保する。
【中期目標の期間】 [法 25 条 2 項 1 号]	1 中期目標の期間	第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間	第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間
(中期目標の期間)	令和3年4月1日から令和9年3月31日までとする。	平成 31 年 4月1日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。	平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

区分(中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
(教育研究上の基	2 教育研究上の基本組織	2 教育研究上の基本組織	2 教育研究上の基本組織
本組織)	この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 大学 研究科	この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。	この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 大学 学部等
	静岡社会健康医学 社会健康医学 大学院大学研究科	静 岡 県 立 大 学 葉 学 部 食品栄養科学部 国際関係学部 経営情報学部 種 学 部 大 学 院 静岡県立大学短期大学部 大 学 院	
【サービスその他	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
業務の質の向上に		1 教育	1 教育
	(1) 育成する人材	(育成する人材)	(1) 育成する人材
[法25条2項2号]			
(育成する人材)	社会健康医学の学識を社会に還元し、医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できる、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)に適うプロフェッショナルな人材を育成する。 さらに、社会健康医学について、自立して、専門的かつ継続的に研究活動を行う研究者を育成する。		教養教育と専門教育を通して、豊かな人間性と的確な時代認識、社会認識を持ち、地域社会や国際社会の様々な分野で活躍できる実務型の人材を育成する。 イ 大学院課程 幅広い視野と高度の専門性を持った高度専門職業人を養成する。
(入学者受入れ)	(2) 入学者受入れ	性と実践的な専門知識や技術を備えた人材を育成する。 (2) 入学者受入れ	(2) 入学者受入れ
	育成する人材像や教育内容及び成果を広く社会に発信し、能力及び意欲を総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)に沿った質の高い入学者を確保する。また、新設大学として社会健康医学の教育研究拠点としての地位を確立し、地域社会との連携により地域に根づいた大学となるため、入学定員を充足し、中期目標期間において50人以上の学位取得者を輩出する。	者受入方針)に沿った社会人や留学生等を含む質の高い入学者を安定的に確保する。 また、高大接続改革を踏まえ、大学入学共通テストへの対応及び個別選抜改革に取り組み、学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を多	ア 入学者受入方針 大学の基本理念に基づいた入学者受入方針を受験者及び高等学校に積極的に周知し、能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、静岡文化芸術大学で学ぶにふさわしい学力を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を受け入れる。また、大学院課程においては、新たに社会人向け専門講座を実施すること等により社会人への浸透を図り、多様な人材を確保する方策を講じる。 イ 高等学校との連携 高等学校・大学双方の教員が相互の教育内容を理解し、高校生の高等学校教育から大学教育への円滑な移行を助けるとともに、高校生が大学教育の内容を理解し、高度な学術研究に触れる機会を提供するため、県内各高等学校との連携を強化する。
(教育内容)	(3) 教育の内容	(1) 教育課程と教育方法	(3) 教育の内容
	ア 教育内容	アー共通事項	アー教育内容
	カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)に基づき、	ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)やカリキ	教養教育、実践教育、語学教育など、第1期に充実・強化し
	学生が公衆衛生の5つのコア領域(疫学、医療統計学、環境健康		た教育課程について、継続的な検証を行い、教育内容の改善を
	科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学)の基本的内容を修得するととなり、以下の能力を見ばけば		図る。また、学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に 理解できるようにするため、アクティブラーニング (学生の)
	策学)の基本的内容を修得するとともに、以下の能力を身に付けられるよう、育成する人材に応じた適切な教育、指導を行う。	ーズの変化を的確に捉え、教育課程の不断の見直しを行う。 教養教育を検証し、充実するとともに、専門教育との有機的	│理解できるようにするため、アクティブラーニング(学生の能 │動的な活動を取り入れた授業)など、多様で効果的な方法によ
	(ア) 地域における健康長寿を阻害する要因を課題として見つ		動的な活動を取り入れた技業)など、多様で効果的な万伝によ り教育を行う。
	け、多面的に評価、分析し、解決するための科学的な研究計画	連続を図る。 教育の質の向上に資するよう、客観的な基準に基づく透明で	り数 を11)。 (7) 学士課程
	を自ら立案、実行することのできる能力	厳格な成績評価を行う。	(// デエ いに 幅広い教養と基本的な専門学力を兼ね備えた人材を育成す
	(イ) 科学的な知見を活用し、研究により導き出した成果を医療、	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	るため、教養教育と 専門教育のバランスを考慮するととも

区分 (中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
	介護等の現場へ効果的に還元できる実践的なプログラムとして企画立案することのできる能力 (ウ)地域における社会健康医学の実践活動において、関係者と効果的にコミュニケーションを図り、リーダーシップを発揮して、他職種連携の中核を担える能力 イ 成績評価 到達目標を明示し、公正な基準による成績評価を行う。	地域志向科目群を全学的に推進し、さらに内容を検証し改善に取り組む。	に、教養教育と専門教育の相互補完的連携が図られたカリキュラムを編成する。 (イ) 大学院課程 幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力に加えて、高度の専門性を要する職業に必要な高い能力と豊かな人間性を持った創造的な人材を育成するカリキュラムを編成する。 イ 成績評価
(教育の実施体制等)	研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた教員を配置する。 イ 教育環境の整備 県内外の自治体と連携した多様なフィールドを用意するなど、現場の課題を体験的に学修し、地域課題の発見・解決に向けた俯瞰的視座を身につけるための実習体制を整備する。また、教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。 ウ 教育力の向上	(3) 教育の実施体制等 ア 教育の実施体制の整備 学部横断的な教育体制の確保や学外の人材の登用、産学連携・大学間連携による教育などを推進することにより、社会人や留学生等の多様な学生に対する教育の実施体制を整備する。また、教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。 イ 教育力の向上 ファカルティ・ディベロップメント(FD:教育力や研究力等を含む総合的能力の開発)活動や、外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用した教育活動の改善を推進するとともに、教育の質の向上に係る PDCA サイクルを組織的に機能させる教育の質保証システムを確立し、全学的な教育力の向上を図る。	学部・学科を越えた教員の相互交流や学外の人材の積極的な登用を行う。 イ 教育環境の整備 教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。 ウ 教育力の向上 (7)教育力の向上 教員が教育内容及び教育方法を改善し、向上させるため、ファカルティ・ディベロップメント(組織的に行う教員の教育力開発)活動を充実する。 (イ)教育活動の改善 外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用し、教育活動の改善を図る。
(教育研究組織などの見直し)			(5) 教育研究組織の見直し 社会情勢の変化や地域の要請に積極的に対応するため、学部・学科等の教育研究組織及び定員の検証と必要に応じた見直しを行う。
(学生への支援)	(5) 学生への支援 ア 学修支援 社会人を中心とする学生が仕事を続けながら修学することができるよう、授業編成に配慮し、学修機会を確保する。また、学生一人ひとりの学修環境整備の充実を図る。 イ キャリア支援 全ての学生が希望する進路へ進み、医療・保健・福祉をはじめ多彩なフィールドで活躍できるよう、学生の就職・進学等のキャリア形成を支援する。		

区分 (中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
			(8) 卒業生との連携と卒後教育の展開 幅広く大学への支援者を確保し、大学運営に活かすため、卒 業生との連携を強化するとともに、社会人の学び直しや生涯学 習のニーズに対応した教育機会の提供など、双方向的な交流を 行う。
(研究)	2 研究	2 研究	2 研究
	(1) 研究の方向性及び成果の活用 ア 研究の方向性 県がこれまで進めてきた社会健康医学研究を引き継ぎ、「医療 ビッグデータ」「疫学」「ゲノムコホート」を中心とする研究をよ り発展させ、研究成果を地域社会に還元することにより、健康寿 命の更なる延伸に寄与する。 イ 研究成果の活用・発信 社会健康医学研究により得られた知見や成果を、行政や医療機 関などと連携して社会実装する取組を推進し、国内外に積極的に	活動を重点的かつ分野横断的に推進する。 また、社会を支える知の拠点として、地域社会の課題解決を はじめ、地域産業の高度化、さらには新産業の創出等に資する 研究に積極的に取り組む。 イ 研究成果の活用・発信	(2) 研究実施体制 国際的に通用する質の高い研究を行うため、研究環境の改善 や研究活動の活性化のための取組を強化する。
	情報発信する。	元を促進するとともに、国内外に積極的に情報発信する。	ア 研究活動の評価及び改善 研究成果について情報共有・活用を図るとともに、様々な媒
	(2) 研究の実施体制等 ア 研究実施体制 社会健康医学の研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力のある研究環境を整備する。 また、外部資金を活用した研究や、国内外の大学や研究機関をはじめとする産学官と連携した研究を積極的に推進する。	ともに、外部資金を活用しながら、国内外の大学や研究機関を	体を通じて積極的に公表し、学外の意見・評価を取り入れ、研究の質の向上を促進する。 イ 研究倫理 研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理教育を徹底する。
	イ 研究倫理 研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理観を涵 養する教育を徹底する。		
(成果の還元)	3 成果の還元 (1) 地域社会等との連携 それぞれの地域に対応した課題を解決するため、大学、病院、企業や関係団体等との連携を推進する。 (2) 教育研究成果の地域への還元 住民の健康寿命の延伸に資する研究課題を科学的に分析し、県や市町の健康増進施策、疾病予防対策の政策形成や各種施策の推進を積極的に支援する。また、研究成果を地域に還元していくことは、国内外にも大きな波及効果を生むことから、県や市町とともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組めるよう、研究成果を住民に分かりやすく情報提供する。	するとともに、地域経済団体等を通じ、広範な企業・団体との協力関係を構築する。 また、政策形成や各種施策への協力を通じた県との連携をはじめ、ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの積極的な参画を通じた県内高等教育機関等との連携や、県内高校生の学習・進路等支援を通じた高大連携等を推進する。 (2) 教育研究資源の地域への還元 県民の学び直し等のニーズに的確に対応した多様な学習機会の提供や、産学民官連携による研究成果の地域への還元を積極的に行うとともに、健康長寿や観光等の地域課題に係る教育研究を県内各地において展開する。 (3) 地域社会への学生の参画 県内地域における人口減少の進行などの諸課題への対応や	大学として、地域の文化と芸術を担い、支える人材を育成するため、地域との連携を図り、積極的に地域に向けた文化と芸術の情報発信と交流を行う。 (2) 地域の自治体・企業との連携 共同研究の実施や、大学の有する人的資源及び教育研究成果を還元し、産学官の連携を推進することにより、地域の産業の発展及び地域の課題解決に取り組む。 (3) 県との連携 県の政策形成及び各種施策の推進を積極的に支援する。 (4) 大学との連携 地域における高等教育の機能の向上を図るため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するなど、地
		(4) 地域貢献の推進体制整備	(5) 多文化共生の推進

区分 (中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
		地域貢献に対する教職員の意識向上を図るとともに、地域貢献を推進する上での学内の体制を整備する。	様々な国籍を有する人々との交流を通じ、多様な文化、言語、 習慣を持つ人々との相互理解を深め、国際感覚を養うととも に、多文化共生社会の実現に貢献する。
際交流)	4 国際交流 社会健康医学に関係する世界の動向を常に把握するとともに、大学の教育研究に反映する。 また、大学における教育研究の成果を国内外へ積極的に発信し、海外の大学等との交流関係を構築する。	4 グローバル化 (1) グローバル人材の育成 より多くの留学生に選ばれる魅力的な大学を目指し、明確な留学生の確保・育成方針のもと、留学生のニーズやキャリアパスを考慮した教育研究及び生活環境の整備等により留学生受入れを推進し、多様な文化的背景を持つ留学生と日本人学生が交流・研鑽する環境を実現する。また、英語等語学力の向上及び多文化共生の意識の醸成に取り組むとともに、留学環境を整備し、より多くの日本人学生を国内外で活躍できる人材として育成する。 (2) 教育研究活動のグローバルな展開協定校等の海外大学との交流の拡充に加え、教育研究を通じた学生及び教職員の海外交流活動を積極的に推進する。 (3) グローバル化の推進体制整備学内の体制を整備し、グローバル化方針のもと、中長期にわたる一貫した取組を実施する。	理解し、世界で活躍・貢献できる、国際的な視野を持ったグローバル人材を育成するため、英語・中国語をはじめとする外国語教育と異文化理解のための教育を全学的に推進する。 (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ留学支援体制を強化するとともに海外からの留学生や在留外国人学生を積極的に受け入れ、学生が国内外において異文化に触れ、外国人と交流する機会を増やす。
(人材の確保)	5 人材の確保 社会健康医学の教育研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場 で活躍することを目指す人材に魅力のある教育を受ける機会を 提供するとともに、丁寧な研究指導を行うことで、有為な人材を 県内外から確保する。		
【業務運営の改善 及び効率化に関す る事項】 [法 25 条 2 項 3 号] (業務運営)	第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営 法人経営及び教育研究の総責任者である理事長(学長)のリーダーシップの下、経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の幅広い視点からの意見を積極的に取り入れ、業務運営に反映する。	方の検討を行うなど、大学の機能強化と魅力の向上に取り組	第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 理事長及び学長を中心とした業務運営 理事長及び学長のリーダーシップにより経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学づくりを進める。
(人事運営と人材育成)	(2) 人事運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配置に努める とともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教 職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。 イ 職員の能力開発 事務職員の専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメン ト (SD:組織的に行う職員の職務能力の開発) 活動を充実する。	(2) 人事運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 中期目標及び中期計画の推進や教育研究の質の向上を図る	るとともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。 イ 職員の能力開発 グローバル化、学生支援、産学官連携等の大学運営の様々な分野で活躍できる専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント(組織的に行う職員の職務能力開発)の取組を充実す

区分 (中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
(業務運営の効率	(3) 事務等の生産性の向上	_	(3) 事務等の生産性の向上
化)	業務や事務組織の不断の見直し及び ICT (情報通信技術) の活		既存の業務や事務組織の適切な見直し及びIT(情報技術)
	用などにより、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で		の活用の推進などにより、社会や学生の様々なニーズに対応し
	効果的な生産性の高い法人運営を行う。		た、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。
(コンプライアン	(4) 監査の適切な実施	(3) コンプライアンスの強化	(4) 監査機能の充実
スなど)	適正な法人運営を継続的に行うため、監事監査や内部監査を適	教職員のコンプライアンスに対する意識の徹底、情報漏えい	適正な法人運営を継続的に行うため、監査機能を充実すると
	切に実施し、監査結果を大学運営に確実に反映させる。	など業務遂行上のリスク管理の強化や監査の効果的な実施に	ともに、監事監査や内部監査を効果的に実施し、監査結果を大
		より、法令等に基づく適正な教育研究活動及び大学運営を行	学運営に反映させる。
	※コンプライアンス等法令遵守については第5-3(2)に記載	う。	※コンプライアンス等法令遵守については第5-3(2)に記載
【財務内容の改善	2 財務内容の改善	2 財務内容の改善	2 財務内容の改善
に関する事項】	(1) 自己収入の確保	(1) 自己収入の確保	(1) 自己収入の確保
[法25条2項4号]	科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学民官連携	科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学民官連	科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や、産学官連携
	による共同研究費・受託研究費などの外部資金の獲得、大学の実	携による共同研究費・受託研究費、寄付金などの外部資金の獲	による共同研究及び受託研究などの外部資金の獲得等による
(自己収入の確保)	績を通じた寄附金の確保等、積極的に自己収入の確保に努める。	得等を通じ、積極的に自己収入の確保に努めるとともに、安全	自己収入の確保に努め、財政基盤の強化を図る。
		かつ効果的な資産運用等を行い、財政基盤の強化を図る。	
(予算の効率的か	(2) 予算の効率的かつ適正な執行	(2) 予算の効率的かつ適正な執行	(2) 予算の効率的かつ適正な執行
つ適正な執行)	財務状況の継続的な検証・分析に基づく適切な予算管理によ	財務状況の継続的な検証・分析に基づく適切な予算管理によ	財務状況の分析や適切な予算管理により、効率的かつ適正な
	り、効率的な予算執行を進め、自律的かつ安定的な経営を確保す	り、効率的な予算執行を進め、自律的かつ安定的な経営を確保	予算執行を進めるとともに、経費の節減を図る。
	5.	する。	
(施設・設備の整	第5-1に記載	3 施設・設備の整備、活用等	第5-1に記載
備、活用)	71V V N- 1/4	既存の施設・設備を有効に活用するとともに、長寿命化の基	
		本方針に従い、中長期的な計画のもと適切な施設整備及び維持	
		保全を推進する。	
		整備・改修の際には環境やユニバーサルデザインなどにも十	
		分配慮する。	
【自己点検・評価及	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
び情報の提供に関	1 評価の充実	1 評価の充実	1 評価の活用
する事項】	定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評	定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部	定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部
[法 78 条 2 項]	価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図	評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を	
	る。	図る。	図る。
(自己点検・評価)			
(情報の提供)	2 情報公開・広報の充実	2 情報公開・広報の充実	2 情報公開等の充実
	(1) 情報公開の推進	教育研究活動や業務運営について、情報公開を推進するとと	(1) 情報公開の推進
	業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果	もに、効果的な情報発信の在り方の検証のもと、大学の理念や	業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を
	たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に	教育研究活動等に関する広報を、国内外に対し積極的かつ効果	果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極
	公開する。	的に展開する。	的に公開する。
	(2) 広報の充実		(2) 広報の充実
	大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用		「選ばれる大学」を目指して、大学の理念や教育研究活動の
	して国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開す		成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、
	る。		積極的かつ効果的な広報を展開する。
【その他業務運営	第5 その他業務運営に関する重要目標	第3-3に記載	第5 その他業務運営に関する重要目標
に関する重要事項】	1 施設・設備の活用、管理	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 施設・設備の整備・活用等
[法25条2項5号]	施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維持		施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維
	管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減		持管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの
(施設・設備の整			縮減に努める。また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサ
備・活用等)	0		ルデザインなどにも十分配慮し、計画的に施設・設備の整備・
			改修を進める。
			-

区分(中期目標)	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(案)	静岡県公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学
(安全管理)	2 安全管理	第5 その他業務運営に関する重要目標	2 安全管理
	(1) 安全衛生管理体制の構築	1 安全管理	(1) 安全衛生管理体制の確保
	学生及び教職員の安全と健康を守るとともに、快適な修学・職	学生及び教職員の安全・健康や全学的な安全衛生管理体制を	学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修
	場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を構築する。	確保するとともに、事故、災害等の未然防止と適切な対処に向	学・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を確保
		け、地域社会と連携し、危機管理体制を拡充する。	する。
	(2) 危機管理体制の構築		
	大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、事		(2) 危機管理体制の強化
	故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理		大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、
	体制を構築する。また、地域社会と一体となった防災の取組を推		事故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機
	進する。		管理体制を強化する。また、学生に対する安全管理教育を実施
			するとともに、地域社会と一体となった防災の取組を推進す
	(3) 情報セキュリティ対策の実施		る。
	情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を実施する。特		
	に、研究において利用する個人情報については、十分な管理体制		(3) 情報セキュリティの強化
	を構築する。		情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を強化する。
(社会的責任)	3 社会的責任	2 社会的責任	3 社会的責任
	(1) 人権の尊重	学生及び教職員に対するハラスメントを防止するなど、基本	(1) 人権の尊重
	学生及び教職員の人権意識の向上や、ハラスメントの未然防止	的人権を尊重するための制度や体制の整備、強化を図る。また、	教職員及び学生の人権意識の向上や、ハラスメントの根絶を
	の取組を積極的に実施する。	男女共同参画推進やダイバーシティ(多様性)実現の観点から、	目指した取組を積極的に実施する。
		学生や教職員に快適な教育研究に係る環境の整備を推進する。	
	(2) 法令遵守	併せて、環境への負荷を低減するための取組を推進する。	(2) 法令遵守
	教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく		教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づ
	適正な教育研究及び業務運営を行う。		く適正な教育研究及び業務運営を行う。
	(3) 環境配慮		(3)環境配慮
	地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減す		地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減
	るための取組を推進する。		するための取組を推進する。